日置市商品開発支援事業費補助金交付要綱

平成29年３月31日

告示第60号

　（趣旨）

第１条　市長は、日置市らしい商品の開発により日置ブランドを確立し、地域の活性化及び産業の振興を図るため、予算の定めるところにより日置市の特色を活かした商品の開発を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、日置市補助金等交付規則（平成17年日置市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この告示において「商品」とは、市内で生産、製造又は市内で生産された原材料を使用して加工された産品をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。）及び団体（市長が特に認めた法人及び任意団体をいう。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

 (1)　市内に工場、店舗、事務所等を有すること。

 (2)　生産、製造又は加工から販売に至る一連の事業を営む者であること。

 (3)　商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること。

 (4)　市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。

　（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

 (1)　新たな商品を開発し、商品化する事業

 (2)　既存の商品を改良し、特産品化する事業

 (3)　開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する事業に係る次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、補助対象経費の合計額が５万円未満の場合は、補助対象としない。

 (1)　原材料、部品等の購入に要する経費

 (2)　機械、設備、工具、作業場所等の借上げに要する経費

 (3)　加工、組立等の外注に要する経費

 (4)　外部専門家による指導に要する経費

 (5)　調査分析、設計、製図等に要する経費

 (6)　商品（パッケージ、ラベル等を含む。）のデザイン制作に要する経費

 (7)　広告宣伝に要する経費

 (8)　知的財産登録に要する経費

 (9)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

３　補助金の額は、補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に 100分の70を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは20万円とし、その額に 1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）以内とする。

４　補助金の交付は、１の補助対象者につき年度当たり１回を限度とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

　（補助金の交付申請）

第５条　規則第４条第１項の補助金等の交付申請書は、様式第１号によるものとする。

２　規則第４条第１項の規定により補助金等の交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

 (1)　商品開発支援事業計画書（様式第２号）

 (2)　収支予算書（様式第３号）

 (3)　滞納がないことを証明する書類

 (4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　第１項の補助金等の交付申請書の提出期限は、事業開始予定日の前日とし、その提出部数は、１部とする。

　（決定の通知）

第６条　規則第７条の補助金等の交付決定通知書は、様式第４号によるものとする。

　（補助事業等の内容等の変更）

第７条　規則第14条第１項の補助事業等の内容等の変更事由は、補助金の交付決定額の増減を伴う変更があった場合とする。

２　規則第14条第１項の補助事業等の計画変更申請書は、様式第５号によるものとし、当該申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

 (1)　商品開発支援事業変更計画書（様式第２号）

 (2)　変更収支予算書（様式第３号）

 (3)　補助金（変更）交付決定通知書の写し

 (4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第８条　規則第15条の補助金等の変更決定通知書は、様式第６号によるものとする。

　（実績報告）

第９条　規則第16条の補助事業等の実績報告書は、様式第７号によるものとし、当該報告書に次に掲げる書類を添付するものとする。

 (1)　商品開発支援事業実績書（様式第８号）

 (2)　収支精算書（様式第３号）

 (3)　補助金（変更）交付決定通知書の写し

 (4)　領収書の写し（内訳明細を確認することができるもの）

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の補助事業等の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は事業実施年度の３月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は、１部とする。

　（補助金の額の確定）

第10条　規則第17条の補助金等の確定通知書は、様式第９号によるものとする。

　（補助金の交付）

第11条　規則第19条第１項の補助金等の交付請求書は、様式第10号によるものとする。

　（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成29年４月１日から施行する。